



消 防 危 第 217 号

平成 23 年 10 月 7 日

社団法人日本倉庫協会会長
社団法人日本エアゾール協会会長
日本 LP ガス団体協議会会長
社団法人日本ガス石油機器工業会会長
社団法人全日本トラック協会会長

殿

消防庁危険物保安室長



エアゾール製品の適正な保管について

先般、神奈川県川崎市において、エアゾール製品を大量（約 19 万 8 千本）に保管していた倉庫で火災が発生し、鎮火までに長時間を要しました。

調査の結果、保管されていたエアゾール製品の内容物は危険物第四類第一石油類に該当し、指定数量を大幅に超えて保管されていたにもかかわらず、消防法第 10 条に基づく仮貯蔵の承認及び第 11 条に基づく許可を受けていなかったこと、また、当該エアゾール製品は、噴射剤として使用されている液化石油ガスの総量が消防法第 9 条の 3 に規定する数量以上であったにもかかわらず、消防機関に届出がなされていなかったことが判明しました。

また、これらの消防法違反の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足等が考えられます。

つきましては、貴団体会員に対し、下記事項について周知徹底をお願いします。

記

1 危険物に関すること

- (1) エアゾール製品の薬剤には、危険物に該当するものがあること。
- (2) エアゾール製品の薬剤が危険物に該当する場合、消防法等の関係規定を順守すべきこと。

2 消防法第 9 条の 3 に関すること

- (1) エアゾール製品の噴射剤には、液化石油ガスを使用しているものがあること。
- (2) エアゾール製品のうち、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には消防機関への届出が必要であること。
- (3) 液化石油ガスを充填したカセットボンベについても、保管する液化石油ガスの量が合計で 300 kg 以上になる場合には、消防機関への届出が必要であること。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：中本 玉越

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534